

平成 26 年 11 月 6 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

平準払定額個人年金保険「みらい応援歌」及び「たのしみ未来」の取扱開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：橋本 和正）は、平成 26 年 11 月 10 日（月）より、平準払定額個人年金保険「みらい応援歌」（引受保険会社：東京海上日動あんしん生命保険株式会社）及び「たのしみ未来/たのしみ未来<学資積立プラン>」（引受保険会社：住友生命保険相互会社）の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

新たに取扱いを開始する平準払定額個人年金保険は、お客さまのライフプランに合わせて保険料や払込期間を柔軟に設定でき、ご契約時に基本年金額が確定する商品で、老後の生活資金やお子さま・お孫さまのための進学資金といった将来必要となる資金を、計画的に準備していきたいというニーズにお応えいたします。また、健康状態の告知や医師の診査等は不要で、簡単なお手続きにてお申込みいただけます。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・定款・約款」等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行



【商品概要】

項目	内容		
愛称	みらい応援歌	たのしみ未来	たのしみ未来 <学資積立プラン>
引受保険会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	住友生命保険相互会社	
正式名称	5年ごと利差配当付個人年金保険 (無選択加入特則付加)	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型	
被保険者の契約年齢	0～74歳(満年齢)	0～75歳(満年齢)	0～8歳(満年齢)
契約者範囲	個人のみ	個人、法人	個人のみ
保険料払込期間	・月払：12年以上 ・年払：11年以上 (保険料払込期間+据置期間が35年内)	10～50年	10～18年
据置期間	0年、5年	0～15年	0～8年
年金開始年齢	11～85歳	19～85歳	10～18歳
年金種類	5・10・15年確定年金 [定額型]	5・10・15年確定年金 [定額年金型]	5年確定年金 [第1回年金倍額型]
死亡給付	既払込保険料相当額	・保険料払込期間中：既払込保険料相当額 ・据置期間中：保険料積立金相当額	
保険料払込方法	月払、年払	月払、年2回払、年1回払、全期前納	
最低保険料	・月払：5,000円 ・年払：50,000円	月払換算保険料：5,000円※	
基本年金額	30～3,000万円	20万円※ ～ (最高年金原資 15億円)	
保険料割引制度	—	月換算保険料	保険料割引率
		15,000円未満	—
		15,000円以上 30,000円未満	0.5%
		30,000円以上	1.0%
付加できる特約	・個人年金保険料税制適格特約 ・指定代理請求特約	・個人年金保険料税制適格特約 (’90) ・指定代理請求特約 ・後継年金受取人指定特約 ・保証期間付終身年金移行特約	・指定代理請求特約 ・後継年金受取人指定特約

※「たのしみ未来」については、5年確定年金(定額年金型)かつ保険料払込期間20年以下の場合、基本年金額30万円以上かつ月払換算保険料8,000円以上

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・定款・約款」等を必ずご覧ください。

## 【「みらい応援歌」「たのしみ未来/たのしみ未来<学資積立プラン>」に関する重要事項】

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・定款・約款等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- これらの商品は、お払い込みいただいた保険料の一部が、年金・給付金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがってご契約を解約された場合、解約返戻金額は、お払い込みいただいた保険料の合計額や、前納保険料を下回る場合があります。
- これらの商品は、当行による元本および利回りの保証はありません。
- これらの商品は、引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受保険会社となります。
- これらの商品は、預金保険の保護の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にもご契約時の年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- これらの商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする各保険商品のお申し込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況によっては当行で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険会社による給付金等のお支払について、受取人の故意による場合、給付金等が支払われない場合がございます。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、給付金等の支払事由に該当した場合でも、給付金等が支払われません。
- これらの商品は、クーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。ただし、申込者が法人（会社等）の場合または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合には、本制度の対象外となります。

このニュースリリースは、保険商品の募集を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・定款・約款」等を必ずご覧ください。